

平成 21 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社  
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子  
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)  
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔  
(TEL：088-655-0001)

## 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 21 年 3 月 24 日付で、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みのため、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 異動に至った経緯

平成 21 年 2 月 16 日にアクサス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表し、当社は同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

本公開買付けは平成 21 年 2 月 17 日から平成 21 年 3 月 17 日まで実施され、本日、公開買付者より本公開買付けの結果、平成 21 年 3 月 24 日（本公開買付けの決済開始日）付で当社株式 10,080,085 株（議決権数 10,080 個）を取得する旨の報告がありました。

これに伴い、平成 21 年 3 月 24 日（本公開買付けの決済開始日）付で公開買付者の所有する当社株式に係る議決権数の当社の総株主等の議決権数に対する割合が 86.16%となり、公開買付者は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定です。

また、当社の主要株主であり筆頭株主でありましたナカイインタナショナル有限会社及び主要株主でありました中飯純子氏は、その保有する全ての当社株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、当社が本日公表しております「アクサス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 2. 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成 21 年 3 月 18 日現在)

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 名 称       | アクサス株式会社   |
| (2) 本店所在地     | 徳島県徳島市山城西四丁目 2 番地  |
| (3) 代 表 者     | 代表取締役 久岡 卓司  |
| (4) 資 本 金     | 9,000 万円   |
| (5) 主な事業内容    | 医薬品、化粧品、生活雑貨、酒類、スポーツ用品等の販売事業及び酒類、食品、生活雑貨等の輸出入事業            |
| (6) 当社との関係    | 資本関係：該当事項はありません（異動前）<br>人的関係：該当事項はありません<br>取引関係：該当事項はありません |
| (7) 決 算 期     | 3 月末日  |
| (8) 上 場 取 引 所 | 非上場  |

3. 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(平成21年3月18日現在)

- (1) 名 称 ナカイインタナショナル有限会社  
 (2) 本店所在地 徳島県徳島市川内町大松 844 番地  
 (3) 代表者 代表取締役社長 中飯 マツエ  
 (4) 資本金 300 万円  
 (5) 主な事業の内容 日用雑貨販売業  
 (6) 当社との関係 資本関係：下記「5. (2) ナカイインタナショナル有限会社」に記載のとおり  
 人的関係：該当事項はありません  
 取引関係：該当事項はありません  
 (7) 決算期 2月末日  
 (8) 上場取引所 非上場

4. 主要株主に該当しなくなる株主の概要

- (1) 氏 名 中飯 純子  
 (2) 住 所 徳島県阿南市

5. 異動の前後における当該株主の、所有議決権数（所有株式数）及びその総株主等の議決権（発行済株式総数）に対する割合

(1) アクサス株式会社

	所有議決権数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	大株主順位
異動前	0 個 (0 株)	0% (0%)	—
異動後	10,080 個 (10,080,085 株)	86.16% (85.02%)	第1位

(2) ナカイインタナショナル有限会社

	所有議決権数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	大株主順位
異動前	2,778 個 (2,778,000 株)	23.97% (23.43%)	第1位
異動後	0 個 (0 株)	0% (0%)	—

(3) 中飯 純子

	所有議決権数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	大株主順位
異動前	2,125 個 (2,125,000 株)	18.34% (17.92%)	第2位
異動後	0 個 (0 株)	0% (0%)	—

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社の第51期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数11,588個を総株主の議決権の数として計算しています。

(注2) 本公開買付けは単元未満株式及び株式会社証券保管振替機構名義の株式についても対象としており、異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社の第51期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数11,588個に、上記第3四半期報告書に記載された単元未満株式（107,000株）に係る議決権の数である107個及び株式会社証券保管振替機構名義の株式（4,000株）に係る議決権の数である4個を加算

した11,699個を総株主の議決権の数として計算しています。

- (注3) 「発行済株式総数に対する割合」は当社の第51期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数11,856,000株をもとに計算しています。
- (注4) 「総株主等の議決権に対する割合」及び「発行済株式総数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## 6. 異動予定年月日

平成21年3月24日(本公開買付けの決済開始日)

## 7. 今後の見通し

平成21年2月16日付「アクサス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にて公表しておりますとおり、今後、公開買付者は、以下の方法により、当社を100%子会社化することを計画しております。

具体的には、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式(自己株式を除く。)は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定であります。当社が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(i)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、当社株式は、株式会社大阪証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は、前述の方法に従い、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しておりますので、その場合には当社株式は大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を株式会社大阪証券取引所において取引することができません。また、完全子会社化手続きが行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われず、行われず。

今後の具体的手続きにつきましては、決定次第速やかに公表してまいります。

## 8. 開示対象となる非上場の親会社等

今回の異動により、公開買付者が当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することとなります。

以 上